

尾張旭市市民活動支援センターの利用の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体の活動を支援するため、尾張旭市市民活動支援センター（「ボランティア室」、「集会室」、及び「印刷室」をいう。以下「支援センター」という。）の利用の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 支援センターを利用できるものは、次の各号の全てに該当する市民活動団体とする。

- (1) 公益を目的に活動している団体
- (2) 5人以上で構成されている団体
- (3) 市内で非営利活動をしている団体
- (4) 選挙、政治及び宗教を活動の目的にしていない団体

(対象となる市民活動)

第3条 市民活動とは、別表に掲げる分野の活動とする。

(利用登録の申請)

第4条 支援センターを利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）の代表者は、尾張旭市市民活動支援センター利用登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員及び会員名簿等
- (3) 活動実績又は活動計画が分かる資料

(利用登録の許可)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受領し、申請内容が適当と認められる場合は、登録を許可し、尾張旭市市民活動支援センター利用登録許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付する。

(利用登録の許可の有効期限)

第6条 利用登録許可の有効期限は、許可証の交付日から2年を経過した日の属する年度の末日とする。

(利用登録の変更)

第7条 利用団体は、許可書に記載された事項に変更があった場合は、市民活動支援センター利用登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用登録の許可の取消し)

第8条 市長は、利用団体が虚偽の申請をした場合、または支援センターの運営

に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、第5条に規定する許可を取り消すことができる。

(利用登録の許可の辞退)

第9条 第5条に規定する許可証の交付を受けた利用団体が、利用登録の許可を辞退する場合は、尾張旭市市民活動支援センター利用登録許可辞退届（第4号様式）を市長に提出するとともに、許可証を返還しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用団体は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(現状回復の義務)

第11条 利用団体は、支援センターの利用を終えたときは、直ちに現状を回復しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に交付している「許可書」及び「登録証」は、改正後の「許可書」及び「登録証」とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に交付している「登録証」は、改正後の「登録証」とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に交付している「許可書」は、改正後の「許可書」とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に交付している「許可書」及び「登録証」は、改正後の「許可書」及び「登録証」とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民活動の分野	
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救護活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	その他市長が特に認めた活動

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

〒 _____
 申請者 住 所
 代表者氏名
 電 話
 F A X

尾張旭市市民活動支援センターの利用団体として、下記のとおり登録申請します。

記

団 体 の	名 称	
	人 数	人
	住 所	〒 _____ ※ 以下は、申請者と異なる場合のみ記入してください。
	電 話	
	F A X	
活 動 分 野 (主たる活動分野 の数字に「○」を付 けてください。)		1 保健、医療又は福祉の増進 2 社会教育の推進 3 まちづくりの推進 4 観光の振興 5 農山漁村又は中山間地域の振興 6 学術・文化・芸術又はスポーツの振興 7 環境の保全 8 災害救援 9 地域安全 10 人権の擁護又は平和の推進 11 国際協力 12 男女共同参画社会の形成の促進 13 子どもの健全育成 14 情報化社会の発展 15 科学技術の振興 16 経済活動の活性化 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 18 消費者の保護 19 前項各分野の活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 20 その他市長が特に認めた活動

第 号
年 月 日

尾張旭市市民活動支援センター利用登録許可書

様

尾張旭市長

尾張旭市市民活動支援センターの利用団体として、下記のとおり登録を許可します。

団 体 名	
団体の住所	
活 動 分 野 (主たる活動分野)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健、医療又は福祉の増進 2 社会教育の推進 3 まちづくりの推進 4 観光の振興 5 農山漁村又は中山間地域の振興 6 学術・文化・芸術又はスポーツの振興 7 環境の保全 8 災害救援 9 地域安全 10 人権の擁護又は平和の推進 11 国際協力 12 男女共同参画社会の形成の促進 13 子どもの健全育成 14 情報化社会の発展 15 科学技術の振興 16 経済活動の活性化 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 18 消費者の保護 19 前項各分野の活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 20 その他市長が特に認めた活動
有効期限	年 月 日

年 月 日

尾張旭市市民活動支援センター利用登録変更届

尾張旭市長 殿

〒 ー
住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話

尾張旭市市民活動支援センター登録許可書に記載された事項に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1	団 体 名	変更前	
		変更後	
2	代表者氏名	変更前	
		変更後	
3	代表者又は 団体の住所	変更前	
		変更後	
4	活動内容	変更前	
		変更後	

※ 変更該当する番号に○をつけ、該当箇所だけを記入してください。

年 月 日

尾張旭市市民活動支援センター利用登録許可辞退届

尾張旭市長 殿

〒 _____
住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話

尾張旭市市民活動支援センターの利用登録の許可を辞退したいので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 添付書類

尾張旭市市民活動支援センター利用登録証